

東京医療保健大学大学院医療保健学研究科教務委員会規程

(設置)

第1条 東京医療保健大学医療保健学研究科における教育の質的向上を図るとともに、教育全般についての企画・運営・実施及び学生の教育支援を行うために、大学院医療保健学研究科教務委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 履修規程に関する事項
- (3) 単位の認定・付与に関する事項
- (4) 学生の教育支援に関する事項
- (5) その他、教務に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 医療保健学研究科教授会において任命する研究科担当専任教員。
- (2) 五反田事務部長。
- (3) 研究科長は必要に応じて出席することができる。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、五反田事務部で行う。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。